4　その他
⑴　手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Yoshiro Nakajyou, Senior Executive Vice President, Japan Post Service Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Case sorting machine renewal construction work of Shin-Tokyo Branch, and Maintenance
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 p.m. 14 February 2011
⑸　Time limit for the submission of tenders : 11 : 30 a.m. 15 March 2011 (tenders submitted by mail : Arriving surely by 14 March 2011)
⑹　Contact point where tender documents are available : Yasuhiro Hagiwara, Post Service Co., Ltd., 3―2 Kasumigaseki 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8798 Japan. TEL 03―3504―9531

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年1月28日
日本貨物鉄道株式会社　契約責任者
開発部長　三浦　康夫
◎調達機関番号　107　◎所在地番号　13
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　（仮称）八王子南口施設整備事業（以下「施設」という）
⑶　事業場所　東京都八王子市旭町30―92他（地番）
⑷　事業内容　事業提案型・総合評価方式による建物賃貸借、設計、工事監理及び建設工事
⑸　工期　契約締結日から平成25年７月１日まで
⑹　事業の実施形態
①　本事業は、施設の設計、工事監理及び建設工事の発注、施設の賃貸借契約を締結する事業提案型発注方式（試行）による事業である。
②　本事業は、事業提案書提出時に設計の考え方、建設工事方法及び施設賃貸借条件を受け付け、施設事業収支と施設事業収支以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（試行）の適用事業である。
③　本事業は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
2　入札参加者に必要な資格
⑴　入札参加希望者の組合せ等
①　本事業の入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、設計、工事監理、建設工事及び施設を賃借することを予定する複数の企業によって構成する企業グループ（以下「申込者」という。）とする。
なお、申込者を構成する企業は（以下「申込者の構成員」という。）、申込手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
②　申込者は、入札参加資格申請書等の提出にあたり、申込者の構成員のそれぞれが、設計、工事監理、建設工事、施設の賃借のいずれの業務に携わるかを明らかにする。
なお、申込者の構成員のうち一者が複数の業務を兼ねて実施すること、また、申込者の構成員の間で各業務を分担することは差し支えない。ただし、建設工事者が工事監理者となることは、除くこととする。施設を賃借するもの（以下「賃借人」という。）は、必要により用途ごとに区分し、区分ごとに異なる複数の企業とすることができる。ただし、その総数は３者以内とする。
③　入札参加資格確認後は、申込者の構成員の変更又は携わる業務の変更は認めない。
ただし、やむ得ない事情が生じ、申込者の構成員の変更又は携わる業務の変更をしょうとする者は、契約責任者と事前（事業提案書提出前）に協議し、契約責任者がその事情を検討のうえ当該変更を認めた場合はこの限りではない。なお、この場合においては、速やかに「構成員変更届」を様式集に従い作成のうえ提出すること。
④　申込者の構成員のいずれかが他の申込者の構成員となること、また、申込者の構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の申込者の構成員となることは認めない。上記「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。
ア　資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　親会社と子会社の関係にある場合。
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
イ　人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合、上記アまたはイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
⑵　入札参加者に共通の参加資格要件
①　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
②　成年被後見人、被保佐人、被補助人並びに破産者で復権を得ない者。
③　入札参加資格申請書等の提出日から直近３年間の入札及び契約等において、次のアからオの事項のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
ア　契約の履行にあたり、故意に建設工事等を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。
イ　競争入札において、その公平な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益をえるために連合した者。
ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。